

ごみ減量大作戦！

令和4年4月から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。これは、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、多様な製品に使用されているプラスチックを減らすとともに、国内における資源循環を一層促進するための法律です。

市では国のプラスチック資源循環戦略に沿って、サトウキビの搾りかすやトウモロコシなど植物由来の原材料（バイオマス素材）を家庭用ごみ指定収集袋の材質に導入しました。植物由来原料を25%配合した素材への変更により、廃棄焼却時に年間86,000kgのCO2の削減につながります。

春を迎え、イベントの参加など外出の機会が増えると思いますが、エコバッグを持参してレジ袋は断る、マイボトルを持参するなど、プラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図りましょう。



減免対象世帯にごみ指定収集袋を交付

令和6年度分のごみ指定収集袋を、減免対象世帯に対して、一定枚数無料で交付します。令和6年2月時点で対象の方には、3月11日に申請書を発送しました。最近対象となった方や申請書が届かない方は、ご連絡ください。

右表のいずれかに該当する世帯
4月以降、年度途中で申請した場合は、週単位で換算した枚数の交付となります。マイバッグなどを持参してください。交付枚数など、詳しくはお問い合わせください。

3月15日（金）～29日（金）午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日を除く）に、申請書に必要事項を明記し、市役所西庁舎1階第六会議室へ持参してください。

減免対象世帯
生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯
児童扶養手当受給世帯
特別児童扶養手当受給世帯
遺族基礎年金のみの受給世帯
老齢福祉年金受給世帯
市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの方が属する世帯 ※手帳を所持している方のお名前でお送りいたします ▷身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 ▷精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ▷愛の手帳（療育手帳）1度または2度の交付を受けている方

ごみ集積所は清潔に保ちましょう

市内の集合住宅（アパート・マンションなど）において、ごみ出しのルールが守られていないためにごみが回収されず、ごみ集積所が汚れている場所が多数見受けられます。そのような状態が続くと、不法投棄などを招くおそれもあり、また、公衆衛生上支障が生じています。

集合住宅にお住まいの方へ

ごみ・リサイクルカレンダーを確認して、ごみ出しのルールを守りましょう。ルールが守られていないごみは、市では収集できません。一部の方の不注意が、集合住宅にお住まいの皆さんへの不快な思いにつながってしまいます。「収集日を確認する」「収集日の朝8時30分までに出す」「正しく分別をする」ことを徹底してください。

建物所有者および管理会社の方へ

集合住宅のごみ集積所は、建物所有者または管理会社が責任を持って清掃を行ってください。ルールが守られていないごみにより、集積所がごみで埋もれている状態が続いた場合は、市ではその状態が改善されるまでの間、収集を停止することがあります。ごみ集積所を清潔に保つために、ごみ出しのルールを守るとともに、維持管理を徹底してください。

集合住宅にお住まいの方でごみ出し方が分からないとき、またはごみ集積所を管理されている建物所有者および管理会社の方でごみ集積所の維持管理に困りのときは、ごみ対策課へご相談ください。



ルールが守られていないごみ集積所

事業用大規模建築物等を所有する方へ

事業用大規模建築物等の所有者は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第20条および同施行規則第10条、第11条の規定に基づき、毎年5月末日までに「廃棄物管理責任者選任（変更）届」および「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書」等を市長に提出する必要があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ごみの減量と資源化の促進を図るため、ご協力をお願いします。
事業の用途に供する延床面積1,500㎡以上で、市長が特に必要と認める建築物の所有者
提出方法提出書類（市ホームページからダウンロードも可）を郵送または直接、ごみ対策課減量推進係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9854）へ

ごみ・リサイクルカレンダー

ごみ・リサイクルカレンダーはお手元に届きましたか

令和6年度版のごみ・リサイクルカレンダーを、市内すべての世帯・事業所に配布しました。このカレンダーは、収集日ももちろん、ごみの分別方法やその他ごみに関する情報が掲載されている、ごみ・資源物に関する総合冊子です。地区ごとに作成していますので、表紙に記載されている地区が合っているか必ず確認してください。

まだお手元に届いていない方や、お住まいの地区と異なるカレンダーが配布された場合は、ごみ対策課または、配布業者へご連絡ください。
配布業者 ㈱トーカーエクスプレス（☎0422-71-8755＝土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時）

※市点訳サークルのご協力により、点字カレンダーを用意しています。ご希望の方はごみ対策課までご連絡ください



お住まいの地区と合っているかご確認ください

ごみゼロ化推進会議講演会

生ごみの資源化・堆肥化について

3月30日（土）午後2時30分～4時30分
所 市民会館・萌え木ホール（商工会館3階）A会議室
講師 荒幡真次さん（八王子バイオマス・エコセンター施設長）
定員 40人（当日先着順）
備考 車での来場はご遠慮ください



八王子バイオマス・エコセンターホームページ



可燃ごみの中で一番多い「生ごみ」を資源化する事業について一緒に学ぼう！

令和6年度版ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵等の作品入賞者決定

今回は市内の小学校4～6年生から124作品の応募がありました。ご応募いただきありがとうございます。応募作品に対し、ごみ対策課での一次選考、廃棄物減量等推進審議会での最終選考を行った結果、次の方々が入賞しました。なお、応募作品を市ホームページに公開し、下記期間については野川クリーンセンターに展示していますのでぜひご覧ください。

- 【表紙絵】▷山口奈緒さん（第二小学校5年生）
- 【裏表紙絵】▷大利穂華さん（緑小学校4年生）▷白井渉さん（緑小学校4年生）▷木村美心さん（緑小学校4年生）▷栢澤祥さん（緑小学校4年生）▷西村あおいさん（第三小学校5年生）

【展示について】
3月18日（月）～29日（金）午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）
所 野川クリーンセンター2階



市長と山口奈緒さん（表彰式にて）

ごみゼロ化推進員大募集！

- ごみゼロ化啓発部会 毎月1回部会を開き、ごみの減量にかかわりのある施設の見学会や講演会をはじめとした啓発活動を企画・実施しています。
 - 事業所部会 市内事業所にかかわりのあるごみの減量施策を検討・実施しています。
 - まち美化部会 駅周辺で毎月1回行う路上禁煙地区の清掃活動をはじめ、まちの美化やごみの減量にかかわりのあるキャンペーンを実施しています。
- 市内のごみ問題、まちの美化などに興味・関心のある方
活動内容 ごみの減量・分別にかかわるキャンペーンやイベントへの参加、勉強会や研修会の実施、ごみの分別やごみに関する相談など
報酬 なし

ごみゼロ化推進員活動のようす



ごみゼロ化推進会議講演会



路上禁煙地区清掃活動

資源物処理施設整備事業の進捗状況をお知らせします

貫井北町の間処理場跡地に整備を進めている資源物処理施設については、1階部分の基礎工事、プラント機器設置、鉄骨工事を終え、躯体工事を実施しています。今後は各階のプラント機器設置、躯体工事を引き続き実施し、令和7年3月の竣工をめざしています。



躯体工事のようす



プラント機器搬入のようす

最終処分場をもっと知ろう

最終処分のご理解・ご協力に感謝申し上げます

多摩地域25市1町のごみは、本市も加入している東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚廃棄物広域処分場で最終処分されています。可燃ごみを燃やした後に出る焼却灰を、処分場内にあるエコセメント化施設に搬入し、エコセメントにリサイクルしています。エコセメントは、道路の側溝や縁石といった土木・建築工事等、さまざまな用途に使うことができ、市内の道路工事などにも利用されています。施設が所在する日の出町の皆様のご理解・ご協力に心から感謝申し上げます。

これまでの経緯

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場は、平成10年1月に開設され、平成25年度には埋め立てを終了する予定でした。しかし、多摩地域に新たな

最終処分場の建設用地の確保が困難であることから、可能な限り同処分場の使用年数を延伸する必要が出てきました。

そのため、平成18年度に焼却灰をセメントの一部として再生利用する、東京たまエコセメント化施設を設置し、リサイクルすることで埋立処分量を大幅に減少させました。この結果、最終処分場を大幅に延命することができています。

私たちにできること

私たちの生活の中でごみは必ず発生し、その後必ず処理を伴います。最終処分場の長期安定的な運営と日の出町の皆様の負担を軽減するためには、さらなるごみの減量と分別の徹底が大切です。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。